

## 蒲郡市と蒲郡信用金庫との地域包括連携に関する協定書

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の立場を尊重し、相互の連携の強化に努め、多様な分野で協力していくため「地域包括連携協定」を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙の知的資源、物的資源及び人的資源の活用により、教育、文化、福祉、産業振興、まちづくりなど多様な分野において相互に連携・協力し、蒲郡市域の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 地域経済の活性化
- (2) 地域のまちづくりの推進
- (3) 教育、文化、福祉、スポーツ、健康づくりの振興
- (4) 上記事項を担う人材の育成
- (5) その他、必要と認める事項

### （連携と協力の方法）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項（以下「連携事業」という。）を実施するときは、それぞれの事業ごとに甲と乙の担当部署が、あらかじめ協議するものとする。

- 2 連携事業の実施にあたり、甲と乙双方の業務に支障の無い限り、それぞれが所有する施設等を使用できるものとする。
- 3 連携事業の実施に要する経費の負担については、それぞれの事業ごとに甲と乙が協議の上、決定するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲または乙のいずれからも別段の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれかから、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲と乙が協議して変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、双方より知りえた情報機密を甲または乙の承認を得ないで第三者に対し開示または漏洩してはならない。

(細目)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成28年5月30日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市神明町4番25号  
蒲郡信用金庫  
理事長 竹田 知史